

鬼の館規則

平成17年1月1日

規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、鬼の館条例(平成17年伯耆町条例第23号)第19条の規定に基づき、鬼の館(以下「施設」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

(利用計画等)

第2条 町長は、施設の効果的な運用を図るため、施設の利用計画の策定及び調整を行うものとする。

(開館時間及び休館日)

第3条 施設の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、町長は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

2 施設の休館日は、毎週火曜日とする。

3 前項に定めるもののほか、町長が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時休館日を定めるものとする。

(利用の申込み)

第4条 施設を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、利用する日の2日前までに鬼の館利用申請書(様式第1号)を町長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、国、地方公共団体等の機関が公共の目的に利用する場合で町長が必要と認めるものについては、この限りでない。

2 町長は、利用を許可したときは、鬼の館利用許可書(様式第2号)を交付するものとする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の鬼の館の管理に関する規則(平成8年溝口町規則第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第4条関係)

鬼の館利用申請書

年 月 日

伯耆町長 様

申請人(代表者)

住所

氏名

印

次のとおり鬼の館を利用したいので、許可されるよう申請します。

記

	利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
	利用目的		
	利用施設		
	利用機材		
	利用人員	人	
	その他		

様式第2号(第4条関係)

鬼の館利用許可書

年 月 日

様

伯耆町長

印

次のとおり鬼の館の利用を許可します。

記

	利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
	利用施設		
	利用機材		
	その他		